

アドバイザー・ボード運営要領

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部設置規程（令和2年1月28日厚生労働大臣伺い定め。以下「設置規程」という。）第8条の規定に基づき、設置規程第5条に定めるアドバイザー・ボードの運営要領を次のとおり定める。

1. 趣旨

アドバイザー・ボードは、新型コロナウイルス感染症対策を円滑に推進するに当たって必要となる、医療・公衆衛生分野の専門的・技術的な事項について、厚生労働省に対し必要な助言等を行うものとする。

2. 構成・運営

- (1) 設置規程第5条の規定に基づき、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部の下に、アドバイザー・ボードを置く。アドバイザー・ボードのメンバーは本部長が指名する者とする。
- (2) アドバイザー・ボードに座長を置く。座長は、本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 座長は、必要に応じ、アドバイザー・ボードの会合に関係者の参加を求めることができる。
- (4) アドバイザー・ボードは、特定の事項を検討するため、アドバイザー・ボードの下にWGを置くことができる。
- (5) 事務局は、アドバイザー・ボードの求めに応じ、検討に必要な情報の提供その他の必要な支援を行う。

3. 審議内容の公表等

- (1) 座長が適当と認めるときは、アドバイザー・ボードの会合を非公開とすることができる。
- (2) 会合における審議内容の公表は、会議資料並びに開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事概要によることとする。ただし、座長が公表しないことが適当であるとしたときは、その全部または一部を非公表とすることができる。
- (3) その他アドバイザー・ボードの運営に関して必要な事項は、座長が定める。

●新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部設置規程

(令和2年1月28日厚生労働大臣伺い定め) (抄)

(アドバイザー・ボード)

第5条 対策推進本部の下に感染症等に関する専門家によるアドバイザー・ボードを置くことができる。アドバイザー・ボードのメンバーは本部長が指名する者とする。

(補則)

第8条 前各条に定めるもののほか、対策推進本部、幹事会及びアドバイザー・ボードの運営に関する事項その他の必要な事項は、本部長が定める。